

○あわら市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する  
条例施行規則

平成16年12月20日

規則第127号

(趣旨)

第1条 この規則は、あわら市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例（平成16年あわら市条例第168号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第2条 条例第5条第1項前段の規定による許可を受けようとする者は、土砂等による土地の埋立（盛土・たい積）行為許可申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出するものとする。

- (1) 位置図及び土砂等の搬入経路図（縮尺25,000分の1の図面）
- (2) 公図の写し及び周辺の土地利用現況図
- (3) 土地の登記事項証明書（借地の場合は、借地契約書の写し及び土地所有者の同意書）
- (4) 隣地同意書及び地区代表者等の同意書
- (5) 土地改良区等の同意書
- (6) 事業計画図（平面図、縦断図及び土留図）
- (7) 排水計画図
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 条例第5条第1項後段の規定により許可を受けた事項を変更しようとする者は、土砂等による土地の埋立（盛土・たい積）行為変更許可申請書（様式第2号）を市長に提出するものとする。

(許可の通知)

第3条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、事業の可否を決定し、その旨を土砂等による土地の埋立（盛土・たい積）行為（変更）許可（不許可）書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

(土砂等の搬入搬出開始届)

第4条 事業主等は、事業区域内への土砂等の搬入又は事業区域内からの搬出を開始しようとするときは、開始の日7日前までに土砂等の搬入搬出開始届出書（様式第4号）により市長に届け出なければならない。

（技術上の基準）

第5条 条例第6条第2項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第33条の規定による開発許可の基準
- (2) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2の規定により開発許可の基準及び林地開発許可制度取扱要領の運用基準
- (3) 福井県の技術的指導基準

（許可の承継）

第6条 条例第7条第3項の規定による届出は、土砂等による土地の埋立（盛土・たい積）行為承継届出書（様式第5号）に土地所有者の印鑑登録証明書を添えて行うものとする。

（停止命令）

第7条 条例第8条の規定による命令は、土砂等による土地の埋立（盛土・たい積）行為停止命令書（様式第6号）により行うものとする。

（改善勧告）

第8条 条例第9条の規定による勧告は、土砂等による土地の埋立（盛土・たい積）行為改善勧告書（様式第7号）により行うものとする。

（改善命令）

第9条 条例第10条の規定による命令は、土砂等による土地の埋立（盛土・たい積）行為改善命令書（様式第8号）により行うものとする。

（許可の取消し）

第10条 条例第11条第1項の規定による取消しは、土砂等による土地の埋立（盛土・たい積）行為許可取消通知書（様式第9号）により行うものとする。

（事業の完了報告）

第11条 条例第12条の規定による報告は、土砂等による土地の埋立（盛土・たい積）行為完了報告書（様式第10号）により行うものとする。

（事業の廃止等届出）

第12条 条例第13条第1項の規定による届出は、土砂等による土地の埋立（盛土・たい積）行為廃止（中止）届出書（様式第11号）により行うものとする。

（標識）

第13条 条例第15条の規則で定める標識は、事業標示板及び危険防止標示板（様式第12号）とする。

（立入調査員証）

第14条 条例第16条第2項に規定する証明書は、立入調査員証（様式第13号）とする。

（公表の方法）

第15条 条例第17条に規定する公表は、市広報紙への掲載その他の方法により行うものとする。

（一時仮置きの特例）

第16条 事業主等は、土砂等による土地の盛土及びたい積の期間が、搬入開始日から起算して1年を超えず当該行為が一時仮置きの場合においては、第2条の規定にかかわらず、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 土砂等による土地の埋立（盛土・たい積）行為事前協議書
- (2) 位置図及び土砂等の搬入経路図（縮尺25,000分の1の地図）

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

（芦原町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則等の廃止）

- 2 芦原町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成6年芦原町規則第16号）及び金津町土砂等による土地の埋立、盛土及びたい積行為の規制に関する条例施行規則（平成6年金津町規制第3号）は廃止する。

附 則（平成17年3月3日規則第1号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年3月7日から施行する。

（経過措置）

- 2 不動産登記法（平成16年法律第123号。以下この項において「新不動産登記法」

という。) 附則第3条第4項の規定によりなおその効力を有するとされる改正前の不動産登記法(明治32年法律第24号)第21条第1項の規定により交付された登記簿の謄本又は抄本については、新不動産登記法第119条第1項の規定により交付された登記事項証明書とみなしてこの規則による改正後のそれぞれの規定を適用する。

3 不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成16年法律第124号)第53条第5項の規定によりなおその効力を有するとされる同法第52条の規定による改正前の商業登記法(昭和38年法律第125号)第11条第1項の規定により交付された登記簿の謄本又は抄本については、改正後の商業登記法第10条第1項の規定により交付された登記事項証明書とみなしてこの規則による改正後のそれぞれの規定を適用する。

4 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (平成17年3月31日規則第10号)

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前のあわら市情報公開条例施行規則、あわら市税に関する文書の様式を定める規則、あわら市生活保護法施行細則、あわら市児童福祉法施行細則、児童福祉法に基づく居宅支援の事務処理に関する規則、あわら市助産及び母子保護の実施に関する規則、あわら市保育の実施に関する条例施行規則、あわら市保育の実施基準に該当しない児童の保育の実施に関する条例施行規則、あわら市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則、あわら市老人福祉法施行細則、あわら市老人医療事務取扱細則、あわら市身体障害者福祉法施行細則、あわら市特別障害者手当等事務取扱細則、あわら市知的障害者福祉法施行細則、嶺北北部都市計画事業金津南部土地区画整理事業清算金徴収交付事務取扱規則及びあわら市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成28年3月31日規則第12号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、  
所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和3年9月30日規則第13号の2）

（施行期日）

1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の各規則の規定は、この規則の施行の日以後にされた申  
請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の各規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、  
所要の調整をして使用することができる。